

## 高压ガス容器貸借契約書

本契約者は高压ガスの販売に伴って生ずる高压ガス容器の貸借と、その管理に関して

消費者 \_\_\_\_\_ (以下甲という)と

供給者 \_\_\_\_\_ (以下乙という)との間に於いて、次の通り契約を締結する。

第1条 甲は、高压ガスの消費に必要な高压ガス容器（以下容器という）を乙より、高压ガス納品の都度必要本数を借り受ける。

第2条 甲は乙より下記のとおり貸与を受けようとする容器、本数を概ね想定し、これに対して下記の保証金（以下、預かり保証金という）を乙に差し入れる。

\_\_\_\_\_ 本 金 \_\_\_\_\_ 円

第3条 甲は、乙より借り受けた容器に関し、善良な管理者の注意をもって、高压ガス保安法や都道府県の指針、市の条例および労働安全衛生法等の関連規定に従い責任を持って管理し、甲乙共に末尾に記載の「高压ガスを供給する容器に係わる注意事項及び手続き（参考資料9）」を遵守する。また受渡しから引取りまでの貸与期間中、使用上の一切の責任は甲が負うものとする。

第4条 甲は、乙より借り受けた容器について、故意、過失の如何にかかわらず、紛失、損傷、その他使用に耐えざる状態、又は返還することが不可能な状態が生じた時は、甲はただちに乙に連絡して、別途定める弁償金を支払うものとする。容器に付属するバルブやその部品等を紛失、破損した時もその相当金額を弁償支払うものとする。

第5条 容器の無償貸与期間を六ヶ月とし、その後は容器が乙に返還されるまで、甲は乙に下記に定めた容器使用料を支払う。

\_\_\_\_\_ 容器1本につき、1日あたり 金 \_\_\_\_\_ 円

第6条 甲は、乙より借り受けてから1ヶ年以上経過した容器については、残量の有無にかかわらず安全確保のためこれを乙に返還する。

第7条 甲が容器を占有している期間、残量に関わらず、乙の保安上の判断により撤収することがある。乙は適宜口頭または書面により、甲にその理由を説明する義務を負うが、甲は乙に対して、容器及び高压ガスが撤収されたことによる損失が発生した場合も、なんらの請求も行わない。

第8条 甲が借り受けている容器に起因する事故あるいは事件等によって民事責任が発生した場合、その責任はすべて管理者である甲が負うものとする。

第9条 容器の再検査費用及び公租公課については乙の負担とする。

第10条 預かり保証金は甲が乙の請求に応じない場合、容器の弁償金・未払いの容器使用料に充当する。

第11条 本契約の有効期間は契約締結の日から3年間とする。但し、有効期間満了の3ヶ月前までに甲乙双方または一方より異議の申出がない場合は更に1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

第12条 本契約に定めのない事項については甲、乙、誠意を持って円満な解決を図ることとする。

以上本契約締結の証として本書2通を作成し、記名捺印の上各1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲(借主) 住 所  
名 称  
代表者 印

乙(貸主) 住 所  
名 称  
代表者 印